

南山形地区自主防災会連絡協議会 規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、南山形地区自主防災会連絡協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、自治会及び自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

(会員)

第4条 本会は、南山形地区の自主防災会の代表者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 運営委員 若干名
 - (5) 監事 3名
- 2 会長及び監事は、総会において会員の中から選出する。
 - 3 副会長及び理事は、会長が委嘱する。ただし、副会長の内1名は、南山形地区振興協議会防犯防災部会長が兼任する。
 - 4 運営委員は、各自主防災会からの選出者とする。
 - 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、本会の会計及び庶務を担当する。
- 3 理事は、会務及び活動計画を立案する。
- 4 運営委員は、具体的活動を推進する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会に、総会及び理事会を置く。

(総会)

第8条 総会は、各自主防災会の代表者及び運営委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回（~~原則として3月第3日曜日~~）開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を理事会に委任することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長、理事によって構成する。

2 理事会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他理事会が特に必要と認めたこと。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、南山形地区振興協議会からの支出をもってこれに充てる。

(会計年度)

3

2月末日

第12条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(備えるべき簿冊)

第14条 本会に、次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 議事録
- (3) 会計簿冊
- (4) 役員名簿

附則

- 1 初年度は暫定措置として、役員の任期は1年とする。
- 2 この規約は、平成29年3月9日に制定し、同日より実施する。
- 3 この規約は、平成29年5月30日に一部改訂し、同日より実施する。